

LS14B

受験番号

2011 年度 甲南大学法科大学院入学試験問題

専門論文試験 刑法・刑事訴訟法

(120分)

受験についての注意

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開いてはならない。
2. 問題は3ページまでである。印刷不鮮明、汚損等があれば申し出ること。
3. 解答用紙は刑法と刑事訴訟法各1枚である。解答用紙には裏面もあるので注意すること。
4. 解答は、該当する科目の解答用紙を使用すること。解答用紙を誤った場合、その答案は無効となる。
5. 答案は、横書きとする。
6. 答案は、実線内の番号に従って書き進めること。
7. 答案は、黒ボールペンまたは黒インクの万年筆で記入すること。これら以外で記入された答案は、無効となる。
8. 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直すこと。
9. 下書きには、問題冊子の余白を適宜利用すること。
10. 問題冊子は必ず持ち帰ること。

専門論文試験 刑法

【問題】 次の（問1）と（問2）について答えなさい。

（問1）次の事実を読んで、Xの罪責について論じなさい。

1. Xの遊び仲間であるSとHは、Sの斡旋した新聞販売店の仕事を一方的に反古にしたFに対し、これをタネに金員を喝取しようとして共謀し、昭和56年3月3日午前零時30分ころから同日午前5時ころまでの間、東京都町田市〇〇町××番地所在のH方において、Fに対し、Sが「お前が仕事をことわったことで俺は信用をなくした。お前には50万円の費用がかかっている。損害をどうしてくれる。その分弁償してもらおうか。とりあえず、5万円を払え。」などと申し向け、Hが手拳でその頭部、顔面、背部等を多数回にわたり殴打し、Fに対して唇を数箇所切るなどの傷害を負わせ、その要求に応じないときはさらにいかなる危害を加えるかもしれないような氣勢を示して脅迫し、同人を畏怖させた。
2. Xは、同日午前5時すぎころたまたま上記現場に行きあわせたところ、S、Hに金員を取りに行くよう指示されて、その情を知ってこれを承諾し、Sらのため金員を取りに行くべくFを同行のうえ、同日午前11時ころ、同市〇〇町××番地所在のY銀行T支店駐車場に赴き、同人から同人の義父Rを介して現金5万円の交付を受けて、これをSらに手渡した。
Sは、その5万円のうちから、昼食代として、2000円をXに手渡し、Xはこれを受け取った。

（問2）次の語句について、簡単に説明しなさい。

- ① 責任と行為の同時存在の原則
- ② 有形偽造

専門論文試験 刑事訴訟法

次の問題を読み、設問に答えよ。両問とも答えること。

【問題1】

【設問】

次の設問の逮捕は適法か。関連条文に注意して検討せよ。

【設例】

平成22年7月1日午後3時、県内某市の警察本部に110番通報がはいった。「食品、飲み物など奪って店員にケガをさせた犯人が逃走した」という。

警察署の刑事が現場にすぐ行くと、店長が、「犯人は、黒のワゴン車で逃走したが、店員がナンバープレートを見た。『山・・う・・34』という3文字のみ記憶できた」という。

警察署は県警本部と連絡をとり、直ちに緊急配備を敷き、コンビニを中心に半径2キロ以内の交差点に直ちに最寄り交番または警察署から警察官を配置して、自動車番号に注意しながら、検問を行うように指示した。

午後3時30分頃、警察官甲と乙は、コンビニから1.5キロ離れた国道の交差点でパトカー内より車の流れをみていると、「う」ではなく「ら」の文字と、他に、「山梨」「34」の番号の入ったダークブルーのワゴン車を発見した。赤信号で停まっている該当車両に近づき、運転手Dに免許の提示を求めたが、Dはびっくりした顔をしたまま無言で車を発進させようとした。甲が手を伸ばしてエンジンキーを切って取り上げた。後部座席に、ビールのパックが2ケース無造作においてあり、横にコンビニ弁当2点やハム、駄菓子などが散らばっていた。

不審感を強めた甲と乙は、Dに「ちょっと詳しく事情を聞きたいので、近くの警察署まで一緒にきてほしい」といって降車を促したが、Dはなにも答えず運転席を動かそうとしない。甲と乙は応援の警察車両を呼び、4人で、「いいな。外に出すぞ。パトカーに入れるからな」と断りながら、肩を押し、腕をつかむようにして運転席から外に出して、パトカーに押し込むようにして乗せた。この間Dは全くの無言で、明示の同意はしていないが、積極的に抵抗もせず、警察官らの促すまま動いていた。

午後4時30分頃、現場を出発し警察署へ向かった。店長が到着するまで、Dは警察署の取調べ室で待機させていた。

午後5時頃、店長が出頭した。マジックミラー越しにDの顔を確認してもらおうと、犯人に間違いがないという。また、警察の駐車場においたDのワゴン車を覗いてもらおうと、「うちの店の商品です」という。そこで、Dを窃盗被疑事実で緊急逮捕した。

【問題 2】

【設問】

下記の DVD について、証拠能力をどう考えたらよいか。

【設例】

痴漢事件の捜査を担当した検察官は、被害者にどこをどう触られたのかその様子を示してもらうために、女性警察官を犯人にした上で被害者の説明するとおりの行動をとらせて、その模様を DVD に録画した。電車内の事件であったので、当該鉄道会社に依頼し、同一の型の電車内でこれを行った。

また、検察官が被害者に質問しつつ、被害の様子を説明してもらい、女性警察官がその通りの行動をしたもので、DVD には音声も録音されている。

被害者は「犯人は手をスカートの中に入れてきて下着の上から私の体を触りました。体をひねってよけようとしたのですが混んでいてダメでした。犯人は指をつかってなぞるように私の体をさわりました」と説明し、検察官が女性警察官に指示してその通りの様子をさせた。

被害女性は不幸にも裁判を前にして交通事故で死亡した。

検察官は、この DVD を「被害状況」を明らかにするために証拠として請求したが、無罪を主張する被告人・弁護人は証拠にすることに反対した。